

城端中学校いじめ防止対策基本方針

(1) 基本理念

「いじめは、いつでも、どこでも、どの生徒にでも起こり得る」「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」との危機意識をもち、いじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期解決）を学校と保護者、教育委員会、関係機関等が連携して取り組む。

(2) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

城端中学校の教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、教育委員会、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止対策に全力をあげて取り組む。また、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処し、被害にあった生徒に寄り添い、守り通す。

(4) 組織体制

- ① いじめの防止等の対策のための組織名称を「城端中学校いじめ防止対策推進委員会」とする。
- ② 城端中学校いじめ防止対策推進委員会のメンバーを、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラーとする。
- ③ 城端中学校いじめ防止対策推進委員会の主な活動は次のとおりである。
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施
 - ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの相談及び通報の窓口の設置
 - ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
 - ・学校基本方針の機能性に関するPDCAサイクルに基づいた点検及び見直し
 - ・教育相談アンケート、いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートの定期的な実施とその効果的な活用

(5) 未然防止

- ① 全職員で情報を共有する。そのため、報連相の徹底や、連絡ファイルの活用で情報を速やかに把握する。また、生徒指導委員会において、生徒に関する情報交換を行い、その結果を速やかに校務運営委員会で報告する。
- ② 授業や行事、体験活動では、主体的に参加・活躍できるようにし、自尊心を育てる。
- ③ 全教育活動を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権教育を推進しながら他を思いやる心や善悪の判断力を育てる。
- ④ 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係を構築する。
- ⑤ 「居心地よい学校」を目指した「城中スタンダード」を生徒会が中心になって推進するなど、生徒の自発的、自治的な活動を通して、集団の一員としての自覚を育み、互いの人権を認め合い、いじめを生まない学校風土をつくる。
- ⑥ PTAと連携して、いじめ防止に取り組む。
- ⑦ 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないように、人権チェック表などを用いて自己点検を行い、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑧ いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教師の指導力及び実践力の向上に努める。

(6) 教育相談体制

- ① 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 定期教育相談、チャンス相談など、生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- ③ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、適応指導教室等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。

(7) 早期発見

- ① 生徒と触れ合う時間を確保し、日常の行動のささいな変化にも気付くことができるように努める。
- ② いじめの始まりは「役割交代の消滅」とであると認識し、ささいな兆候も見逃さない。けんかの場合や、人権に反するささいな場面でも、加害生徒に毅然とした態度で指導する。
- ③ 調査や相談活動を定期的実施し、いじめを発見する体制を整える。
- ④ 小中での情報共有や学校外からの情報収集を円滑に行うための体制を整える。
- ⑤ いじめの兆候を察した場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、その情報を共有する。

(8) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた場合、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ② 保護者への適切な情報提供、教育委員会への報告、児童相談所等の関係機関への通報等を遅滞なく行う。
- ③ 被害生徒の「恐怖心」「孤立感」「無存在感」から生徒を救うことを目指し、被害生徒へのカウンセリング、環境づくりを学校全体で行う。
- ④ 加害生徒への指導と保護者への支援を行う。また、必要に応じて関係機関の協力を得る。
- ⑤ 犯罪行為は警察と連携し、背景が複雑な場合はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携する。

(9) 重大事態への対処

- ① ただちに南砺市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報し、連携して対応を進める。
- ② 被害生徒の状況の解消と復帰支援、及び加害生徒の更生を中心に教育委員会と協議する。

(10) ネットいじめ対応

- ① ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- ② 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について、生徒の理解を深める。
- ③ 学校ホームページや保護者向けのリーフレットなど、様々な仕方で生徒や保護者に啓発活動を行う。
- ④ ネットいじめを発見したら、情報削除や発信者情報開示など適切に対応する。必要に応じて法務局や警察署等、外部機関と連携して対応する。